

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当・特例給付支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

小松市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付支給事務 基礎項目評価書
②事務の概要	・児童手当法に規定に基づき、家庭等における生活の安心に寄与し、また、児童が健やかに成長するため、児童手当及び特例給付を支給している。
③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の56の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の74、75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条及び第40条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の26、30、87の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	予防先進部 こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども家庭課長 谷口 潤一	こども家庭課長 松野 真弓	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月17日 時点	平成28年9月23日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小松市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にと組んでいることを宣言します。	小松市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にと組んでいることを宣言します。	事後	誤字のため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		⑥申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども家庭課長 谷口 潤一	こども家庭課長 目木 由紀子	事後	重要な変更項目でないため
平成29年9月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小松市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にと組んでいることを宣言します。	小松市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にと組んでいることを宣言します。	事後	誤字のため
平成29年9月15日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の74、75の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の26、30、87の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第19条及び第44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の74、75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条及び第40条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の26、30、87の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条及び第44条	事後	重要な変更項目でないため
平成29年10月5日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月23日 時点	平成29年9月12日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①所属長	市民福祉部 こども家庭課	市民共創部 こども家庭課	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月19日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月12日 時点	平成31年4月5日 時点	事後	定期的な見直しによるもの
令和1年6月19日	I 5 評価における担当部署②所属長の役職名		課長	事後	様式変更による
令和1年6月19日	8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月19日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更による
令和3年9月1日	I 5 評価における担当部署①部署	市民共創部 こども家庭課	予防先進部 こども家庭課	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の74,75の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の26,30,87の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の74,75の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の26,30,87の項	事後	番号法改正に伴う修正 (令和3年9月1日)